



通販はクーリング・オフできない？



問題: **クーリング・オフ**できないのはどれでしょう？

答えは、1 つとは限りません。

- ① インターネットショッピング
- ② テレビショッピング
- ③ カタログショッピング

通信販売は**クーリング・オフ**できないので、注文前に返品や解約の条件を確認しましょう。答えは裏面に。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ

【相談件数が急増した商品役務】

●紳士・婦人用バッグ（2月3件 → 3月12件）

相 談 SNS で高級ブランドバッグの広告を見て、詳細を確認しようと名前などを入力し「次へ」をタップしたら、注文済みとなってしまった。すぐにキャンセルメールを送ったが、返信はなく、今日そのバッグと思われる宅配の不在連絡票が入っていた。購入するつもりはなかったのに、どうしたらよいか。

助 言 相談者には①～③を理由に契約取消を主張するよう助言しました。

- ①購入に同意しておらず民法上契約は不成立
- ②申込内容の確認画面が表示されない場合、特定商取引法違反
- ③申込内容を確認できる措置がない場合、電子消費者契約法の
錯誤による契約にあたる

代引きで商品を受け取ると返金は難しいので、キャンセルメール送信済で受取拒否するとメールを再送し、宅配業者に受取拒否することを伝え、発送元の情報をメモしておくこと。

事業者と話し合う場合は、無料法律相談で事前に弁護士の見解を確認することをお勧めしました。

**訪問販売は
お断りします！**



このステッカーの掲示により、訪問販売の勧誘を拒絶しています。断りの意思表示をしている消費者への勧誘は、
法律・条例で禁止されています。



しつこい訪問販売に困っていませんか？

訪問販売お断りステッカーは、「訪問による販売活動を拒絶する意思表示をしている」ことになり、ステッカーを無視して強引な訪問販売をすることは札幌市の条例違反です。ご希望される方は、札幌市消費生活課(211-2245)までご連絡ください。

問題の答え:①②③全部です。通信販売は不意打ち性がなく、クーリング・オフの適用がありません。注文前に返品・解約の条件確認を！